

### 創業者、中小企業者向け補助金

市では、市内で創業する人や地域の食材などを活用した新商品の開発、製造を行う中小企業者を支援するため、補助制度を設けています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

**補助金**

- ① スモール・ビジネス 支援事業補助金 (補助限度額 最大150万円)
- ② 食品加工施設等整備支援事業補助金 (補助限度額 最大1千万円)

**申込み** 【期限】5月10日(金) 6月上旬予定

**審査会** 6月上旬予定

③ 商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金 (補助限度額 最大500万円)

**申込み** 【期限】6月14日(金) 6月下旬予定

**審査会** 6月下旬予定

**審査方法** 書類審査、プレゼンテーション審査

**問合せ** 商工労働課 73-8030



▲ ホームページ

### 市営住宅入居者募集

希望される人は事前にご連絡ください。

**受付** 4月17日(水) 4月30日(火) 8時30分~17時15分

**内見会** 4月24日(水) 4月24日10時~11時30分

- ① 旭団地
- ② 稲越鉄筋団地
- ③ 馬場第一団地

15時30分~17時

※ 駐車場がありませんので、お近くの市営駐車場をご利用ください。

**物件**

- ① 旭団地 (3階)
- ② 稲越鉄筋団地 (3階)
- ③ 馬場第一団地 (3、4階)

・ 中層耐火構造2LDK

・ 募集戸数 7戸

・ 家賃 1万3100円~3万2200円

※ 家賃は世帯全員の所得に応じて決定します。

**問合せ** 建設課 管理G 73-8031



▲ ホームページ

### 令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者への支援について

福井県と市では令和6年能登半島地震の被害を受けた事業者への資金繰り支援と復旧費などの補助を行っています。詳しくは、県や市のホームページをご覧ください。

**▼資金繰り支援**

- ・ 福井県中小企業支援緊急資金 融資限度額 5千万円
- ・ 申込期限 (保証申込締切) 6月28日(金)
- ※ 県と市により、保証料補給と5年間の利子補給を行います。
- ・ 小規模事業者向け資金緊急利子補給事業

令和6年能登半島地震による被害を受け、6月28日(金)までに日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の貸付を受けた小規模事業者に対し、県と市により5年間の利子補給を行います。



▲ 県ホームページ



▲ 市ホームページ



### 心も体も軽くなる！介護予防教室



いつまでも健康で自立した生活が過ごせるよう、介護予防に取り組みませんか。

**▼すこやかワラワ**

**とき** 月2回【5月14日(火)から開始】

**ところ**

- ① 中央公民館(火) 13時30分~15時
- ② 保健センター(水) 14時~15時30分
- ③ 湯のまち公民館(木) 13時30分~15時

**内容** 懐メロに合わせたストレッチや転倒予防体操など、主に運動を中心とした自主サロンです。

**▼脳活性化教室**

**とき** 月2回【5月10日(金)から開始】

**ところ** 生き生き若返りコース

**▼出前講座**

**内容** 老人会や地区行事などに10人以上集まる機会に、介護予防出前講座を開催(1地区1回)1カ月前までに申し込みください。

**問合せ** 健康長寿課 高齢福祉G 73-8022

**▼事前申し込み** 9時30分~11時30分(主に75歳以上が対象) 保健センター

**内容** 脳活性化レクリエーションや体操、栄養講座、音楽講座など認知症予防の教室です。

### ご存じですか？ふれあい保険

傷害保険		賠償責任保険	
通院保険金	1日20000円(90日限度)	対人・対物賠償	1事故につき5億円
入院保険金	1日30000円(180日限度)	受託物賠償	1事故につき100万円
後遺障害保険金	500万円	死亡保険金	500万円
自然災害や故意による事故、被補償者の自殺行為・犯罪行為・脳疾患・疾病・心身喪失などによる事故、危険度の高い活動での事故、他覚症状のないむちうち症や腰痛など		自然災害や故意による事故、同居の親族に対する事故、自動車の運行・管理、施設の建設・改築・改造・修理工事による事故など	

市では、社会活動中に万が一事故が発生した場合、治療費などの一部を補償するため、社会活動災害補償保険(ふれあい保険)に加入しています。

**対象活動**

自治会、青壮年団、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体が行う社会活動

※ スポーツ少年団活動を除く。

**注意事項**

ふれあい保険により支給される保険金は、あくまで見舞金程度と考えていただき、活動の際には、事前に他の保険(ボランテア活動保険、スポーツ安全保険など)への加入を検討するなど、事故対応に万全を期してください。

**問合せ** 総務課 行政G 73-8004



▲ 市ホームページ



**事故が発生したときは**

万が一、活動中に事故が発生したときは、事故から14日以内に団体を担当している課へ連絡し、事故報告書を提出してください。

### 国民健康保険からのお知らせ

### 令和6年度から国民健康保険税の税率が改定されます

#### ▼モデル世帯の国保税額(年額)

夫婦(65~74歳)2人世帯 課税所得 90万円 固定資産税 ケース①なし/ケース②6万円

ケース	現行	改定後
ケース①	16万2,700円	16万2,600円(100円減)
ケース②	17万2,000円	16万2,600円(9,400円減)

夫婦(50代)と子ども2人(大学生、高校生) 課税所得 350万円 固定資産税 6万円

現行	改定後
59万3,800円	58万7,000円(6,800円減)

1人(65~74歳) 課税所得 120万円 世帯 固定資産税 6万円

現行	改定後
18万2,400円	17万2,000円(1万400円減)

#### ▼税率変更

区分	改正前	改正後	増減	
医療分	所得割	6.5%	6.5%	—
	資産割	15.0%	廃止	▲15.0%
	均等割	30,000円	30,000円	—
	平等割	22,800円	20,000円	▲2,800円
後期高齢者支援分	所得割	2.5%	2.5%	—
	均等割	7,200円	8,000円	800円
	平等割	5,400円	6,000円	600円
介護保険分(40~64歳)	所得割	2.0%	2.0%	—
	均等割	8,400円	9,000円	600円
	平等割	6,000円	6,000円	—
合計	賦課限度額 104万円	賦課限度額 106万円		

- 所得割 加入者の前年の所得に応じて賦課 前年の所得 - 43万円 × 税率
- 均等割 加入者1人につき賦課
- 平等割 加入世帯1世帯につき賦課
- 資産割 加入者の土地・家屋に対する固定資産税に応じて賦課

国民健康保険(国保)は、病气やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんが納めている国民健康保険税と国などの公費により成り立っている医療保険制度です。今後とも国保制度が安定的、効率的に運営していくため、令和6年4月から保険税の算定方式が変わります。

**問合せ** 税務課 市民税G 73-8011 市民課 保険年金G 73-8015